



緊急要望書

(令和6年台風第10号被害対策)

令和6年9月5日

宮崎県知事 河野 俊嗣
宮崎市市長 清山 知憲

令和6年台風第10号につきまして、本県では、8月8日に発生し、初の「南海トラフ臨時情報」が発表された日向灘沖の地震発災から間もないことも踏まえ、災害が発生するおそれのある段階から災害救助法を適用するなど、早期かつ万全の対応に努めてまいりました。

総降水量が900ミリを超える記録的な大雨を観測するなど、猛烈な暴風雨は、過去に甚大な被害をもたらした台風に匹敵する規模でありましたが、これまで進めてきた国土強靱化の取組により、想定された最悪の被害は免れたところです。

しかしながら、土砂災害や浸水被害、道路の崩壊等に加え、台風に起因する竜巻被害により多くの負傷者が出たほか、住宅や道路、河川、農地・農業用施設、林地・林道、商工・観光施設、社会福祉施設、教育施設など被害は広範囲かつ甚大であり、今後調査が進むにつれ、さらに被害が明らかになるものと考えられます。

引き続き、被災地における県民の生活や経済活動が一日でも早く回復できるよう、国や市町村、関係機関と連携し、最大限努力してまいります。災害の復旧・復興に係る多額の財政需要に対応するため、下記の事項について、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 災害復旧及び復興に必要な**早期の支援**

大きな被害を受けた公共土木施設や農地、農水産業用施設、林地・林道並びに商工・観光施設等の**災害復旧事業及び復興関連事業に係る予算を確保**するとともに、全国的に甚大な被害が生じている実情にかんがみ「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく、**激甚災害指定を検討するなど総合的な支援**を講じていただきたい。

2 被災自治体への**十分な財政措置**

十分な地方財政措置を講じるとともに、災害対応のため資金需要が発生した被災市町村に対して早急に普通交付税の繰り上げ交付を行い、また、復旧に要する経費について、**特別交付税において十分な措置**を講じていただきたい。



ひなた。それは漢字で書くと「日向」。
ふりかえれば、宮崎は神話の時代から
「日向」と称されてきた土地でした。

ひなたは、ゆったりした時間をつくる。
ひなたは、人柄をあたたかくする。
ひなたは、太陽の恵みで豊かな食を生み出す。
ひなたは、人々に希望と活力をもたらす。

いま、この国に必要なのは、
そんなひなたのチカラだと思う。

宮崎を、日本のひなたのような存在へ。
そう願う私たちの新しい取り組みが始まります。